

区を被上告人とする上告の提起等について

1 事件名

- (1) 各都市計画決定違法確認請求上告事件（東京高等裁判所 平成24年（行サ）第147号）
- (2) 各都市計画決定違法確認請求上告受理申立て事件（東京高等裁判所 平成24年（行ノ）143号）

2 当事者

上告人兼申立人 中野区民5名、杉並区民1名
被上告人兼相手方 中野区

3 訴訟の経過

平成21年(2009年)5月21日 東京地方裁判所に訴えの提起（東京地方裁判所 平成21年（行ウ）第253号都市計画決定違法確認請求事件）
8月26日 東京地方裁判所に訴えの提起（東京地方裁判所 平成21年（行ウ）第428号都市計画決定違法確認請求事件）
平成24年(2012年)4月27日 東京地方裁判所で訴え却下の判決言渡し
5月9日 東京高等裁判所に控訴の提起
8月27日 東京高等裁判所で控訴棄却の判決言渡し
9月6日 最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立て

4 事案の概要

上告人兼申立人らは、被上告人兼相手方が平成23年8月19日付けで告示（中野区告示第106号）をした東京都市計画公園第3・3・109号中野中央公園についての都市計画を変更する都市計画変更決定（以下「本件都市計画変更決定」という。）は、東京都知事が東京都震災対策条例第47条第1項本文の規定に基づいて指定した広域避難場所である「中野区役所一帯」の中核を成すべき同公園を、被上告人兼相手方が平成13年3月に策定した「中野区みどりの基本計画」では、約4haの公園として都市計画決定し、整備推進に努めるものとされていたのに、これよりも大幅に少ない約2.1haとするものであるから、都市計画法第13条第1項第11号及び第18条の2第4項に違反する違法なものであって、上告人兼申立人ら個々人が有する同公園を中核とする広域避難場所「中野区役所一帯」に避難する利益に現に不安が生じているなどと主張して、行政事件訴訟法第4条に規定する公法上の法律関係に関する確認の訴えとして本件都市計画変更決定が違法であることの確認を求めたが、第1審判決では確認の利益が認められない不適法な訴えであるとして、訴えを却下されたため、東京高等裁判所に控訴を提起した。しかし、第2審判決において控訴が棄却されたため、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てをしたものである。

5 上告の趣旨等

(1) 上告の提起の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

(2) 上告受理の申立ての趣旨

本件上告を受理する。原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。